

令和7年度 広島広域都市圏 交流活動促進事業 応募の手引



令和7年度からの変更点

令和7年4月から、広島広域都市圏と松山圏域の両圏域による相互連携を開始することとしています。これを踏まえ、両圏域の住民や団体等による交流を促進するため、本事業において、広島広域都市圏内の市町に所在する地域団体の方が、広島広域都市圏内だけでなく、松山圏域を目的地とする交流事業や単独事業についても補助対象とします。

目的

広島広域都市圏の圏域内においてヒト・モノが活発に循環し続けるには、それらの移動を容易にする公共交通ネットワークの活用が欠かせず、また、その利用が持続するようにする必要があります。そのために、公共交通が地域住民の日常生活や地域経済を支えるために欠かせない存在として受け入れられ、かつ、地域住民や団体等に広く利活用される環境を整備することが重要になります。

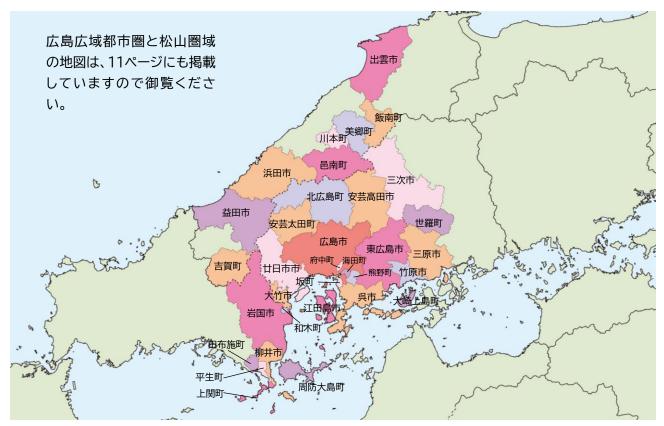
そこで、町内会・自治会等の地域コミュニティを担う団体が、地域を活性化するために、他地域の団体との交流や団体内の交流促進等に取り組む場合に、公共交通等の利用に要する経費を補助することにより、公共交通の利用促進及び地域コミュニティの活性化を図ることとします。

また、広島広域都市圏では、令和7年4月から、「瀬戸内海」という共通の地域資源を有し、航路でのつながりもある、「松山圏域*」と圏域同士の相互連携をすることとしています。これを踏まえ、本事業において、新たに松山圏域を目的地とする活動も対象とし、広島広域都市圏内の公共交通事業者の利用に係る経費を補助することにより、両圏域の住民や団体等による交流を促進します。

※松山圏域は、松山市を中心に近隣の5市町(伊予市、東温市、久寿高原町、松前町、砥部町)で構成する圏域です。

広島広域都市圏とは

広島市と生活面や経済面で深く結び付いている、広島県、山口県、島根県の 3 県にまたがる33市町で構成する圏域です。圏域経済の活性化と圏域内人口 200 万人超の維持を目指す「200 万人広島都市圏構想」の実現に向け、様々な交流と連携を推進しています。



補助の対象となる団体

次の(1)又は(2)に該当し、かつ、以下の要件を全て満たす団体が補助の対象となります。

- ※ 別冊の「Q&A」で対象団体を詳しく整理していますので参考にしてください。
- (1) 広島広域都市圏内に所在する地域活動団体(町内会、こども会、地域運営組織など)
- (2) 広島広域都市圏内に所在する産業関連団体(商店街、農協、事業組合など)
 - ※ いずれも、呉市に所在する団体を除きます。
 - ※ 産業関連団体の場合、団体職員のみが参加する事業は、補助の対象外とします。

団体要件

- ① 団体の構成員の過半数は地域の住民や事業者が占めていること。
- ② 団体の運営に関する規程(規約、会則、定款等)を設けていること。
- ③ 団体の運営に関する規程で、地域の維持や課題解決、活性化等につながる地域活動を行っていることが確認できること。
- ※ 本事業における「地域」とは 「地域」とは、補助の対象となる団体の活動範囲(例:地区社協は小学校区、町内 会は〇〇町区など)を指すこととし、原則、市町域内を最大の範囲とします。

事業期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施する事業が対象です。

事業実施の対象となる地域

広島広域都市圏内及び松山圏域内において実施する事業が補助対象となります。各圏域内 の市町については、11ページの地図を御覧ください。

また、各圏域の地域資源や地域団体の活動については、広島広域都市圏ホームページに掲載しています。各団体で事業内容を検討する際の参考にしてください。

広島広域都市圏内の地域資源一覧(広島市 HP リンク先)



松山圏域内の地域資源一覧(広島市 HP リンク先)



圏域市町の地域団体の活動紹介(広島市 HP リンク先)





広島市広域都市圏マスコットキャラクター ひろしま都市犬 はっしー

補助の対象となる事業

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに、広島広域都市圏内及び松山圏域内で実施する以下のいずれかに該当する事業が補助の対象となります。10ページに活動の例を掲載していますので併せて御覧ください。

ア 団体交流型

対象団体同士が交流する事業

例:先進的な取組を行う浜田市内のA町内会を、広島市内のB町内会が視察し、意見交換を行う事業

交流事業

イ イベント出展型

対象団体がイベント等に出展する事業

例:東広島市内で開催するイベント(例. 酒まつり等)に、岩国市内のC商工会が出展する事業

単独事業

対象団体が地域資源の視察等を行う事業

例:三次市内のD町内会が安芸高田市を訪れ、安芸高田市の地域資源である神 楽を鑑賞し、団体内の交流を促進する事業

次の事業は補助対象外となります。

- (1) 本補助金以外で国、県、圏域市町又は国、県、圏域市町が資本金、基本金その他これらに 準ずるものを出資した法人等から補助金等(圏域市町からの補助金等を原資として間接 的に対象団体に交付される補助金等を含む。)を受けている事業であって、他の補助金等 との重複申請が認められていない事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を強化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる事業
- (6) 公序良俗に反する事業
- (7) その他、広島広域都市圏協議会会長が適当でないと認める事業

補助の対象となる経費

「補助の対象となる事業」(3ページ)に該当する事業の実施に当たって、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する経費が補助の対象となります。

(1) 公共交通型

対象団体の構成員<mark>3名以上</mark>が集合する地点と目的地の間を往復するために利用する公 共交通の運賃の支払いに要する経費

公共交通とは

JR 在来線、アストラムライン、路面電車、乗合バス、乗合タクシー、船舶等を指します。 乗用タクシーや新幹線は対象外です。

(2) 貸切バス型

対象団体の構成員10名以上が利用する貸切バスの借上料(有料道路代や駐車場代等は除く。)の支払いに要する経費

貸切バスに関する要件

貸切バスは、地域の公共交通ネットワークの維持という観点から、原則として、次のいずれにも該当する事業者が運行するものに限ります。

- ① 道路運送法に基づく「一般<mark>乗合</mark>旅客自動車運送事業」及び「一般<mark>貸切</mark>旅客自動車運送事業」の許可を受けている事業者
- ② 広島広域都市圏内の市町において公共交通を運行する事業者
- ※ 本補助金以外で、他の団体(国や県、圏域市町など)から、公共交通や貸切バスの利用に 要する経費の補助等を受けた又は受ける予定であり、当該補助等が他の補助等との重複 申請を認めていない場合は併給不可とします。

なお、他の補助金等との併給が可能な場合は、**公共交通や貸切バスの利用に要する経費から、他の補助金等を除いた額を上限とします。**

補助率・補助上限額・交付回数制限

| 事業区分 | 補助率 | 補助上限額 | 交付回数制限 |
|------|-------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 交流事業 | 対象経費の 10 分の 10 | 次のいずれか低い方の金額 ① 参加人数×1万円 ② 1事業 20 万円 | 事業期間内に 1団体当たり <mark>2回</mark> まで |
| 単独事業 | 対象経費の 2 分の 1 | 次のいずれか低い方の金額 ① 参加人数×5千円 ② 1事業10万円 | 事業期間内に 1団体当たり <mark>2回</mark> まで |

申請手順

申請には3つの段階があります。

(1) 事前協議

(2) 活動実施



(3) 補助金交付申請兼請求

(1) 事前協議

- ・ 活動実施時期に応じて、アに記載の受付期間中に、対象団体が所在する市町の窓口 (12ページ以降に記載しています。)で事前協議を行ってください。
- ・ 活動実施前に事前協議の手続きをしていない場合は、補助金を交付できません。
- ・事業期間を通じて申請を受け付けることができるよう、予算を月ごとに分割して配分 しています。各月で配分している予算がなくなった場合、当該月の募集を終了するこ とがありますので御了承ください。
- ・ 貸切バス型については、予算の執行状況等を踏まえて、年度途中で選考により補助金 交付の申請ができる団体を決定するよう変更する場合があります。

ア 事前協議の受付

公共交通型、貸切バス型ともに、対象団体が所在する市町の窓口にて、活動を実施する月の前月1日から活動実施日の概ね2週間前まで受け付けます。(例. 5 月に活動を実施する場合、4月1日から事前協議を受け付けます。)

事前協議に当たっては、次ページに記載の書類を提出してください。

イ 事前協議の結果の通知

事前協議の受付後、<mark>概ね10営業日以内</mark>に、補助の対象となるかどうか、事前協議の 結果を通知します。

- ※ 令和7年3月中に事前協議を受けたものについては、令和7年度予算の成立以降 (3月27日以降)に事前協議の結果を通知します。
- ※ 事前協議書提出後に補助要件を満たさなくなった場合は、補助金交付事前協議取 下書(様式第2号)を速やかに提出してください。

<事前協議の際に提出する書類>

| 書類の種類 | 交流事業ア | 交流事業イ | 単独事業 |
|---|-------|-------|------|
| ① 補助金交付事前協議書(様式第 1-1 号、第 1-2 号、第 1-3 号)*1 | 0 | 0 | 0 |
| ② 地域団体の団体運営に関する規程(規約、会則、定款等) | 0 | 0 | 0 |
| ③ 上部組織と下部組織の関係性を明らかにする書類*2 | Δ | Δ | Δ |
| ④ 交流する団体の団体運営に関する規程 | 0 | _ | _ |
| ⑤ 貸切バスの借上げに係る見積書 < 「貸切バス型」の場合のみ> *3 | Δ | Δ | Δ |
| ⑥ 運行委託契約書、約款、仕様書等の写し**4 | Δ | Δ | Δ |

※1 補助金交付事前協議書―複数団体が合同で申請する場合―について

複数団体が合同で事業を実施する際は、様式第1-3号を提出してください。

公共交通型では各団体から3名以上、最低でも計6名以上の参加がある場合に人数要件を満たし、貸切バス型では各団体から3名以上、最低でも計10名以上の参加がある場合に人数要件を満たすと考えます。なお、複数団体が合同で申請する場合は、申請団体同士での交流が図れることから、交流先がなくても交流事業となります。

※2 上部組織と下部組織の関係性を明らかにする書類について

地域団体内において、クラブや部会等の下部組織単位で申請する際に、下部組織の規 程がある場合は、その規程を提出してください。

下部組織の規程がない場合は、上部組織の規程と、「上部組織と下部組織の関係性を明らかにする書類」の両方の提出があれば、下部組織単位での申請を認めます。

上部組織と下部組織の関係性を明らかにする書類としては、例えば、申請しようとしているクラブ等が地域団体の下部組織であることが明記してある地域団体の規約、下部組織の活動に関する記載がある地域団体の事業計画や、圏域内市町の公式ホームページにおける地域団体と下部組織の関係性に関する記載などが挙げられます。

※3 貸切バスの借上げに係る見積書について

貸切バス型において、旅行代理店等を通して貸切バスを手配する場合は、3ページに記載している「貸切バスに関する要件」を満たす事業者の貸切バスが手配されているかどうか、確認してください。

※4 運行委託契約書、約款、仕様書等の写しについて

貸切バス型で利用しようとする貸切バス事業者が、道路運送法に基づく一般貸切旅客 自動車運送事業の許可しか受けていない場合であっても、圏域内市町においてコミュニ ティバスやスクールバスを運行する事業者である場合は、「貸切バスに関する要件」を満た すとみなすことができる場合があります。

コミュニティバスやスクールバスを運行する事業者の貸切バスを利用する場合は、運行 委託契約書、約款、仕様書等の写しを提出してください。

なお、過去の利用実績については、12ページ以降に記載している問合せ先にお問合せください。

(2) 活動実施

対象団体が活動を実施します。

活動実施中に以下の資料を御準備ください。

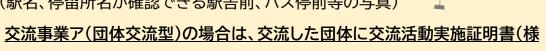
を提出いただく必要はありません。

活動実施後、(3)補助金交付申請兼請求の手続きにおいて必要となる、以下の資料について、活動実施中に御準備をお願いします。

- 活動実施が確認できる写真(目的地で活動している写真)を撮ってください。
- <u>公共交通等の利用を証明する資料として、以下のいずれかを準備してくださ</u> い。
 - ・ 利用者数分の領収書又は貸切バスの借上げに係る費用の領収書
 - ・利用者数分の運賃が確認できる切符や乗車券等の写真



・公共交通の利用区間の乗車地や降車地が確認できる写真 (駅名、停留所名が確認できる駅舎前、バス停前等の写真)



式第5号)の証明欄に記入してもらってください。 複数団体が合同で申請する団体同士が交流する場合は、交流活動実施証明書



(3) 補助金交付申請兼請求

活動実施後、30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、以下の書類を対象団体が所在する市町へ提出してください。

書類提出後、内容を審査し、広島広域都市圏協議会事務局(広島市広域都市圏推進課)から、補助金の交付決定通知書又は不交付決定通知書を申請者へ送付します。

交付決定の場合は、書類提出後、約1か月後に補助金を指定の口座へ振り込みます。

<補助金交付申請の際に提出していただきたい書類>

| 書類の種類 | 交流事業ア | 交流事業イ | 単独事業 |
|--|-------|-------|------|
| ① 補助金交付申請書兼請求書(様式第3号) | 0 | 0 | 0 |
| ② 活動実施報告書(様式第4号) | 0 | 0 | 0 |
| ③ 交流活動実施証明書(様式第5号) | 0 | _ | _ |
| ④ 事業実施が確認できる資料 ^{*1} | _ | 0 | 0 |
| ⑤ 事業実施が確認できる写真*2 | 0 | 0 | 0 |
| ⑥ 活動参加者の名簿(様式第6号) | 0 | 0 | 0 |
| ⑦ 「交通費の支払を証明する資料」又は「公共交通の利用が確認できる写真と利用区間の運賃が確認できる資料」*3 | 0 | 0 | 0 |

※1 事業実施が確認できる資料について

・ 交流事業イ(イベント出展型)の場合

イベントのチラシや出展決定通知書、会場レイアウト図など、イベント出展が確認できる資料

・ 単独事業の場合

団体の構成員向けの案内文、実施要領、旅のしおりなど、団体の活動として実施していることが確認できる資料

※2 事業実施が確認できる写真について

交流団体の活動を視察中の写真や出展ブースで販売している写真など、取組内容・ 状況が分かる写真

※3「交通費の支払を証明する資料」又は「公共交通の利用が確認できる資料と利用区間の運賃が確認できる資料」について

以下のいずれかを提出してください。

- ・交通費の支払を証明する資料
- 利用者数分の公共交通の利用に係る領収書(写し可)や貸切バスの借上げに係る費用の領収書(写し可)、運賃が確認できる利用者数分の切符や乗車券等の写真など
- ・ <u>公共交通の利用が確認できる資料と利用区間の運賃が確認できる資料</u> 公共交通の利用が確認できる写真(駅名、停留所名が確認できる駅舎前、バス停 前等の写真など)、利用区間の運賃が確認できる資料(運賃表等)

留意事項

(1) 取組内容の紹介等への協力について

圏域内で活動する対象団体間の視察等の交流を活発にし、地域コミュニティの活性化に役立つよう、本補助事業を活用した対象団体間の交流事例や対象団体の特徴的な取組等について、広島広域都市圏ホームページ等で紹介させていただく場合があります。

ホームページ等で紹介する際は、該当団体に個別に御連絡し、了承を得た上で紹介しますので、御協力お願いいたします。

- (2) 証拠書類の整備について 補助金の交付を受けた団体は、補助の対象となった経費に関する証拠書類を整理し、 当該年度終了後、**5年間**保管してください。
- (3) 虚偽の申請等があった場合について 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかになった場合、**交付** した補助金の全部もしくは一部の返還等を命じることがあります。
- (4) 情報公開等について

団体から提出された書類等については、個人情報保護法等の規定に基づき、取り扱います。また、提出された書類等は原則返却しませんので、提出する前に写しを取り、保管してください。

活動の例

活動事例を掲載していますので、活動を検討する際の参考にしてください。 対象経費となります。これ以外の活動事例は、広島広域都市圏ホームページにも掲載しています。

交流事業ア(団体交流型) 補助率 10/10

【例1】 浜田市内の対象団体 3 名が広島市内の対象団体と交流(先進的な取組の視察や意見交換)

乗用タクシー 自宅 ⇄

高速バス:2,810 円 アストラムライン:320 円 路線バス:170 円 浜田駅前 ⇄ 大塚駅 ⇄ 毘沙門台 ⇄ 目的地 (ここで集合)

3,300円(2,810+320+170)×2(往復分)×3 名=19,800円(補助額)

【例2】 広島市内の対象団体15名が世羅町内の対象団体と交流(先進的な取組の視察や意見交換)

路線バス 自宅 ⇄

貸切バス借上料:10万円

→ 世羅町内の目的地 広島駅

(ここで集合)

100,000円(補助額)

▶ 交流事業イ(イベント出展型) 補助率 10/10

【例3】 三次市内の対象団体 5 名が横川駅周辺で開催されるイベントに出展

路線バス 自宅 ⇄

路線バス:260円 JR(芸備線等):1,340 円 三次中央病院 ⇄ 三次駅前 ⇄ 横川駅 (ここで集合)

1,600円(260+1,340)×2(往復分)×5名=16,000円(補助額

単独事業 補助率 1/2

【例4】 美郷町内の対象団体 10 名が広島市内の広島国際会議場で音楽鑑賞

路線バス 自宅 ⇄ 貸切バス借上料:15 万円

美郷町役場 ⇄ 広島国際会議場

(ここで集合)

- ①5千円×10名=5万円、②バス借上料15万円×1/2(補助率)=7万5千円
- ③補助上限額 10 万円のうち、一番低い額が補助交付申請予定額となります。

50,000円(補助額)

【例5】 柳井市内の対象団体 6 名が松山市内の地域資源を視察

路線バス 自宅 ⇄ フェリー代金:8,550円(往復) 払山市内の公共交通を使用

柳井港 (ここで集合)

8,550円(往復分)×6名×1/2(補助率)=25,650円

25,650円(補助額)

(参考)広島広域都市圏と松山圏域について

広島広域都市圏の市町名と松山圏域の市町名を記載しています。活動実施の際の参考にしてください。



書類提出先・問い合わせ先

書類の提出や問い合わせは、団体が所在する各市町の以下の部署へお願いします。書類の提出は、電子メール、郵送での送付のほか、各部署の窓口でも受け付けています。

| | は、電子メール | 、郵送での送付のほか、各部署の窓口でも受け付けています。 | | |
|-------------------------|----------------------------------|--|--|--|
| 広島市役所企画総務局政策企画部広域都市圏推進課 | | | | |
| | 〒730-8 | 〒730-8586 広島県広島市中区国泰寺町一丁目 6番 34号 | | |
| | 電話:082 | 2-504-2017 FAX:082-504-2026 | | |
| | メール: <u>k</u> | <u>ouiki@city.hiroshima.lg.jp</u> | | |
| | | 中区役所市民部地域起こし推進課 | | |
| | th IZ | 〒730-8587 広島市中区国泰寺町一丁目 4番 21号 | | |
| | 中区 | 電話:082-504-2546 FAX:082-541-3835 | | |
| | | メール: <u>na-chiiki@city.hiroshima.lg.jp</u> | | |
| | | 東区役所市民部地域起こし推進課 | | |
| | 市区 | 〒732-8510 広島市東区東蟹屋町 9番 38号 | | |
| | 東区 | 電話:082-568-7704 FAX:082-262-6986 | | |
| | | メール: <u>hi-chiiki@city.hiroshima.lg.jp</u> | | |
| | | 南区役所市民部地域起こし推進課 | | |
| | 南区 | 〒734-8522 広島市南区皆実町一丁目 5番 44号 | | |
| | | 電話:082-250-8935 FAX:082-252-7179 | | |
| | | メール: <u>mi-chiiki@city.hiroshima.lg.jp</u> | | |
| | | 西区役所市民部地域起こし推進課 | | |
| 広島市 | 西区 | 〒733-8530 広島市西区福島町二丁目2番1号 | | |
| い田山 | | 電話:082-532-0927 FAX:082-232-9783 | | |
| | | メール: <u>ni-chiiki@city.hiroshima.lg.jp</u> | | |
| | | 安佐南区役所市民部地域起こし推進課 | | |
| | 安佐南区 | 〒731-0193 広島市安佐南区古市一丁目 33番 14号 | | |
| | | 電話:082-831-4926 FAX:082-877-2299 | | |
| | | メール: <u>am-chiiki@city.hiroshima.lg.jp</u> | | |
| | 安佐北区 | 安佐北区役所市民部地域起こし推進課 | | |
| | | 〒731-0292 広島市安佐北区可部四丁目 13番 13号 | | |
| | | 電話:082-819-3904 FAX:082-815-3906 | | |
| | | メール: <u>as-chiiki@city.hiroshima.lg.jp</u> | | |
| | 安芸区 | 安芸区役所市民部地域起こし推進課 | | |
| | | 〒736-8501 広島市安芸区船越南三丁目 4番 36号 | | |
| | | 電話:082-821-4904 FAX:082-822-8069 | | |
| | | メール: <u>ak-chiiki@city.hiroshima.lg.jp</u> | | |
| | 佐伯区 | 佐伯区役所市民部地域起こし推進課 | | |
| | | 〒731-5195 広島市佐伯区海老園二丁目 5番 28号 | | |
| | | 電話:082-943-9705 FAX:082-943-9718 | | |
| | | メール: <u>sa-chiiki@city.hiroshima.lg.jp</u> | | |
| 竹原市 | | 企画部企画政策課 | | |
| | 〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目6番28号 | | | |
| | 電話:0846-22-0942 FAX:0846-22-8579 | | | |
| | | ku@city.takehara.lg.jp | | |
| 三原市 | | 圣堂企画部経営企画課 | | |
| | 〒723-8601 広島県三原市港町三丁目 5-1 | | | |
| | 電話:0848-67-6270 FAX:0848-64-7101 | | | |
| | メール:ke | eieikikaku@city.mihara.hiroshima.jp | | |

| 二次古 | 三次市役所経営企画部企画調整課 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 | | |
|-------|---|---|--|
| 三次市 | 電話:0824-62-6115 FAX:0824-62-6223 | | |
| | メール:ki | メール:kikaku@city.miyoshi.hiroshima.jp | |
| | 大竹市役所企画財政課 | | |
| | | 592 広島県大竹市小方一丁目 11番 1号 | |
| 大竹市 | | 7-59-2125: FAX:0827-57-7130 | |
| | | メール:: <u>kikaku@city.otake.hiroshima.jp</u> | |
| | | 動内容によって申請窓口が異なります。 振興課、環境整備課、保健医療課、地域介護課、福祉課、土木課、総務学事課、生涯学習課 等 | |
| | | | |
| | 東広島市役所総務部政策推進監 | | |
| 東広島市 | | 〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号 電話:082-420-0917 FAX:082-420-0402 | |
| | | gh200917 TAX:082 420 0402 | |
| | | 所経営企画部経営政策課企画調整係 | |
| | 〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目 11番 1号 | | |
| | 電話:0829-30-9120 FAX:0829-32-1059 | | |
| | メール:keieiseisaku@city.hatsukaichi.lg.jp | | |
| | | 佐伯支所地域づくり係 | |
| | 佐伯支所 | 〒738-0292 廿日市市津田 1989 番地 電話:0829-72-1111 FAX:0829-72-0415 | |
| | | | |
| 廿日市市 | 吉和支所 | 吉和支所地域づくり係 〒738-0301 廿日市市吉和 1886 番地 1 | |
| | 口和又們 | 電話:0829-77-2111 FAX:0829-77-2078 | |
| | | 大野支所地域づくり係 | |
| | 大野支所 | 〒739-0492 廿日市市大野一丁目1番1号 | |
| | 7(2) 2/// | 電話:0829-55-2000 FAX:0829-55-1307 | |
| | | 宮島支所地域づくり係 | |
| | 宮島支所 | 〒739-0595 廿日市市宮島町 1165番地 6 | |
| | | 電話:0829-44-2000 FAX:0829-44-2008 | |
| 安芸高田市 | | 设所企画部政策企画課 | |
| | 〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地 電話: 0826, 42, 5612, 548: 0826, 42, 4276 | | |
| | 電話:0826-42-5612 FAX:0826-42-4376 メール:seisakukikaku@city.akitakata.jp | | |
| | | fisakukikaku©city.akitakata.jp ff企画部企画部企画振興課企画係 | |
| 江田島市 | 〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原 505 番地 | | |
| | 電話:0823-43-1630 FAX:0823-57-4433 | | |
| | メール:ki | kaku@city.etajima.lg.jp | |

| | 府中町役場町民生活部自治振興課(町内会·自治会·商工会関係) | |
|---------------|---|--|
| | 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号 | |
| r÷r → m+ | 電話:082-286-3185 FAX:082-284-7111 | |
| | メール:jichi@town.fuchu.hiroshima.jp | |
| 府中町 | 府中町役場総務企画部政策企画課(その他) | |
| | 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号 | |
| | 電話:082-286-3121 FAX:082-286-3199 | |
| | メール:kikaku@town.fuchu.hiroshima.jp | |
| | 海田町役場企画部かいたブランド課 | |
| \ | 〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町 14番 17号 | |
| 海田町 | 電話:082-823-9212 FAX:082-823-9203 | |
| | メール:brand@town.kaita.lg.jp | |
| | 熊野町役場総務部政策企画課 | |
| () | 〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号 | |
| 熊野町 | 電話:082-820-5634 FAX:082-854-8009 | |
| | メール:kikaku@town.kumano.hiroshima.jp | |
| | 坂町役場総務部企画財政課 | |
| | 〒731-4393 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号 | |
| 坂町 | 電話:082-820-1507 FAX:082-820-1522 | |
| | メール:kikaku@town.saka.lg.jp | |
| | 安芸太田町役場企画課 | |
| | | |
| 安芸太田町 | 電話:0826-28-1972 FAX:0826-28-1622 | |
| | メール:kikaku@town.akiota.lg.jp | |
| | 北広島町役場財政政策課政策契約係 | |
| | 〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田 1234 番地 | |
| 北広島町 | 電話:0826-72-7359 FAX:0826-72-5242 | |
| | メール:seisaku@town.kitahiroshima.lg.jp | |
| | 大崎上島町役場企画課企画調整係 | |
| | | |
| 大崎上島町 | 電話:0846-65-3112 FAX:0846-65-3198 | |
| | メール:kikaku01@town.osakikamijima.lg.jp | |
| | 世羅町役場企画課 | |
| | | |
| 世羅町 | 電話:0847-22-3206 FAX:0847-22-2768 | |
| | メール:kikaku@town.sera.hiroshima.jp | |
| | 岩国市役所総合政策部交通政策課 | |
| | 名画市技術機可以來的文通政來說 〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目 14 番 51 号 | |
| 岩国市 | 電話:0827-29-5106 FAX:0827-24-4209 | |
| | メール:koutsu@city.iwakuni.lg.jp | |
| 柳井市 | 柳井市役所総合政策部政策企画課 | |
| | | |
| | 電話:0820-22-2111 FAX:0820-23-4595 | |
| | メール:seisakukikaku@city-yanai.jp | |
| | 周防大島町役場政策企画課(各総合支所・出張所窓口においても受け付けます。) | |
| 周防大島町 | 〒742-2192 山口県大島郡周防大島町大字小松 126-2 | |
| | 電話:0820-74-1007 FAX:0820-74-1015 | |
| | メール:seisakukikaku@town.suo-oshima.lg.jp | |
| | / // // Scisarannanaetownisac osinina.tg.Jp | |

| 和木町 | 和木町役場企画総務課 〒740-8501 山口県玖珂郡和木町和木一丁目 1-1 |
|------------------------|--|
| | 電話:0827-52-2136 FAX:0827-52-5313 |
| | メール:kikaku@town.waki.lg.jp |
| | 上関町役場企画財政課 |
| | 〒742-1402 山口県熊毛郡上関町大字長島 448 |
| 上関町 | 電話:0820-62-0316 FAX:0820-62-1600 |
| | 本品:0820 02 0310 1 AX:0820 02 1000 メール:kikaku@town.kaminoseki.lg.jp |
| | 田布施町役場企画財政課 企画係 |
| | T742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施 3440-1 |
| 田布施町 | 電話:0820-52-5803 FAX:0820-53-0140 |
| | |
| | メール:kikaku@town.tabuse.yamaguchi.jp 平生町役場地域振興課 |
| | 千主町技場地域振興課 〒742-1195 山口県熊毛郡平生町大字平生町 210-1 |
| 平生町 | |
| | 電話:0820-56-7120 FAX:0820-56-7123 |
| | メール:sosei@town.hirao.lg.jp |
| | 浜田市役所地域政策部政策企画課 |
| 浜田市 | 〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地 |
| | 電話:0855-25-9200 FAX:0855-23-1866 |
| | メール:seisaku@city.hamada.lg.jp |
| | 出雲市役所交通政策課 |
| 出雲市 | 〒693-8530 島根県出雲市今市町 70番地 |
| | 電話:0853-21-6819 FAX:0853-21-6729 |
| | メール:koutsu@city.izumo.shimane.jp |
| | 益田市役所交通対策課 |
| 益田市 | 〒698-0024 島根県益田市駅前町 17番1号益田駅前ビル EAGA3階 |
| TITT 1.15 | 電話:0856-31-1050 FAX:0856-23-4660 |
| | メール: koutsu@city.masuda.lg.jp |
| | 飯南町役場まちづくり推進課 |
| 飯南町 | 〒690-3513 島根県飯石郡飯南町下赤名 880 番地 |
| 以用凹 | 電話:0854-76-2864 FAX:0854-76-2221 |
| | メール:machidukuri@iinan.jp |
| | 川本町役場まちづくり推進課 |
| 111 -k- === | 〒696-8501 島根県邑智郡川本町大字川本 271-3 |
| 川本町 | 電話:0855-72-0634 FAX:0855-72-0635 |
| | メール:seisaku@town.shimane-kawamoto.lg.jp |
| | 美郷町役場企画推進課 |
| 美郷町 | 〒699-4692 島根県邑智郡美郷町粕渕 168 番地 |
| | 電話:0855-75-1924 FAX:0855-75-1218 |
| | メール:kikaku_sec@town.shimane-misato.lg.jp |
| 邑南町 | 邑南町役場地域みらい課 |
| | 〒696-0192 島根県邑智郡邑南町矢上 6000 |
| | 電話:0855-95-1117 FAX:0855-95-0223 |
| | メール:mirai@town-ohnan.jp |
| 吉賀町 | 吉賀町役場企画課 |
| | 〒699-5513 島根県鹿足郡吉賀町六日市 750 番地 |
| | 電話:0856-77-1437 FAX:0856-77-1891 |
| | メール:kikaku@town.yoshika.lg.jp |